

No. 6

令和元年 9 月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目 次

- 認定第 1 号 平成 30 年度戸田市一般会計歳入歳出決算認定について…別冊 No. 1-1
- 認定第 2 号 平成 30 年度戸田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 3 号 平成 30 年度戸田市市民医療センター特別会計歳入歳出
決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 4 号 平成 30 年度戸田市交通災害共済事業特別会計歳入歳出
決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 5 号 平成 30 年度戸田市海外留学奨学事業特別会計歳入歳出
決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 6 号 平成 30 年度戸田市火災共済事業特別会計歳入歳出決算
認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 7 号 平成 30 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計
歳入歳出決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 8 号 平成 30 年度戸田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 9 号 平成 30 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計
歳入歳出決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 10 号 平成 30 年度戸田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 11 号 平成 30 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計歳入歳出
決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 12 号 平成 30 年度戸田市水道事業会計決算認定について…………… 別冊 No. 2
- 認定第 13 号 平成 30 年度戸田市下水道事業会計決算認定について…………… 別冊 No. 2

報告第11号	平成30年度決算における健全化判断比率の報告について……………	1頁
報告第12号	平成30年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率の報告について……………	2頁
報告第13号	平成30年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率の報告について……………	3頁
報告第14号	平成30年度戸田市水道事業会計継続費精算報告書の報告について……………	4頁
報告第15号	平成30年度戸田市下水道事業会計継続費精算報告書の報告について……………	5頁
議案第20号	令和元年度戸田市一般会計補正予算（第3号）……………	別冊 No. 8
議案第21号	戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例……………	6頁
議案第22号	戸田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例……………	15頁
議案第23号	戸田市印鑑条例の一部を改正する条例……………	19頁
議案第24号	戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	20頁
議案第25号	戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	21頁
議案第26号	戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例……………	23頁
議案第27号	戸田市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例……………	38頁
議案第28号	戸田市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	39頁

議案第29号	戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	40頁
議案第30号	戸田市消防団条例の一部を改正する条例	42頁
議案第31号	戸田市水道事業給水条例の一部を改正する条例	43頁
議案第32号	戸田市立図書館条例の一部を改正する条例	44頁
議案第33号	戸田市私立幼稚園保育料等補助金交付条例を廃止する条例	47頁
議案第34号	戸田市文化会館改修工事請負契約について	48頁
議案第35号	平成30年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	51頁
議案第36号	平成30年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	52頁
議案第37号	令和元年度戸田市一般会計補正予算(第4号)	別冊 No. 9
議案第38号	令和元年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	別冊 No. 9
議案第39号	令和元年度戸田市介護保険特別会計補正予算(第2号)	別冊 No. 9
議案第40号	令和元年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	別冊 No. 9

報告第11号

平成30年度決算における健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成30年度決算における健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.80)	— (16.80)	5.0 (25.0)	18.7 (350.0)

備考 括弧書は早期健全化基準を示す。

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第12号

平成30年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：%)

資金不足比率
—
(20.0)

備考 括弧書は経営健全化基準を示す。

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第13号

平成30年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

（単位：％）

資金不足比率
—
(20.0)

備考 括弧書は経営健全化基準を示す。

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第14号

平成30年度戸田市水道事業会計継続精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年度戸田市水道事業会計継続精算報告書

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全体		計画		実績		績		比較	
				年割額	左の財源内訳 自己資金	支払義務 発生額	左の財源内訳 自己資金	年割額と 支払義務 発生額の差	左の財源内訳 自己資金	左の財源内訳 自己資金			
											年割額	左の財源内訳 自己資金	支払義務 発生額
1	資本的支出	1 建設改良費	28	52,910,000	52,910,000	0	0	△ 52,910,000	△ 52,910,000	△ 52,910,000	△ 52,910,000		
			29	292,435,000	292,435,000	143,911,287	143,911,287	△ 148,523,713	△ 148,523,713	△ 148,523,713	△ 148,523,713		
			30	25,254,000	25,254,000	99,628,713	99,628,713	74,374,713	74,374,713	74,374,713	74,374,713		
			計	370,599,000	370,599,000	243,540,000	243,540,000	△ 127,059,000	△ 127,059,000	△ 127,059,000	△ 127,059,000		
			28	0	0	0	0	0	0	0	0		
			29	462,814,000	462,814,000	255,538,800	255,538,800	△ 207,275,200	△ 207,275,200	△ 207,275,200	△ 207,275,200		
			30	462,814,000	462,814,000	281,696,400	281,696,400	△ 181,117,600	△ 181,117,600	△ 181,117,600	△ 181,117,600		
			計	925,628,000	925,628,000	537,235,200	537,235,200	△ 388,392,800	△ 388,392,800	△ 388,392,800	△ 388,392,800		

※「西部浄水場防災倉庫・電気棟更新工事」においては、平成28年度から平成29年度へ事業費52,910,000円、平成29年度から平成30年度へ事業費201,433,713円を逐次繰越している。

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第15号

平成30年度戸田市下水道事業会計継続精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年度戸田市下水道事業会計継続精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体			実 績			比 較					
				計 画 内 訳			支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳		年割額と 支払義務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳		自己資金		
				年 割 額	企 業 債	国 庫 補 助 金		自 己 資 金	企 業 債		国 庫 補 助 金	自 己 資 金			
			29	136,728,000	82,100,000	54,600,000	28,000	0	0	0	△ 136,728,000	△ 82,100,000	△ 54,600,000	△ 28,000	
		下戸田ポンプ 場更新工事 (機械設備工 事2期)	30	74,088,000	40,500,000	33,500,000	88,000	197,640,000	118,700,000	78,705,000	235,000	123,552,000	78,200,000	45,205,000	147,000
			計	210,816,000	122,600,000	88,100,000	116,000	197,640,000	118,700,000	78,705,000	235,000	△ 13,176,000	△ 3,900,000	△ 9,395,000	119,000

※平成29年度から平成30年度へ事業費136,728,000円を繰越している。

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第21号

戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(定義)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額によるものとし、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員として給与条例第3条の規定を適用した場合にその者に適用される給料表のその者の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超えない範囲内において、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給与条例の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の号俸)

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号俸は、規則で定める基準に従い決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第5条 給与条例第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第6条 給与条例第9条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 給与条例第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法は、戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年条例第7号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第9条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき、任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(フルタイム会計年度任用職員の超過勤務手当)

第10条 給与条例第13条第1項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日給)

第11条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「職員には、正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の夜勤手当)

第12条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるもの

とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)

第13条 第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第10条の規定により準用する給与条例第13条、第11条の規定により準用する給与条例第14条及び前条の規定により準用する給与条例第15条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 第9条、第10条の規定により準用する給与条例第13条、第11条の規定により準用する給与条例第14条及び第12条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日当たりの勤務時間に16を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿直手当)

第15条 給与条例第17条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第17条第1項の勤務は、第10条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第11条の規定により準用する給与条例第14条第1項及び第12条の規定により準用する給与条例第15条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第16条 給与条例第17条の2から第17条の4までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月未満のフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくするものに限る。次項及び第23条において同じ。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフ

ルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

4 前3項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当に関し必要な事項は、規則で定める。

（休職中のフルタイム会計年度任用職員の給与）

第17条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料及び地域手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。

3 法第28条第2項の規定により休職にされたフルタイム会計年度任用職員には、条例に別段の定めがない限り前2項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第18条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、日額又は時間額（時間を単位とする額をいう。以下同じ。）によるものとし、次の各号に掲げる支給区分に応じ、当該各号に掲げる上限額を超えない範囲内において、その職務の内容及び責任の度に基づき、給与条例の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、規則で定める。

(1) 日額 75,000円

(2) 時間額 15,000円

（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）

第19条 特殊勤務手当条例第8条及び第16条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用し、特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。こ

の場合において、特殊勤務手当条例第8条中「夜間看護等手当」とあるのは「夜間看護等報酬」と、「6,000円」とあるのは「2,000円」と、「3,700円」とあるのは「1,230円」と、「4,700円」とあるのは「1,560円」と、特殊勤務手当条例第16条中「変則勤務手当」とあるのは「変則勤務報酬」と、「日1日につき700円」とあるのは「時間1時間につき110円」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の超過勤務に係る報酬)

第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内において規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、超過勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、当該パートタイム会計年度任用職員の時間額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、当該パートタイム会計年度任用職員の

勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25から100分の50までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第21条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年条例第16号)第9条に規定する休日(以下「休日」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第23条 第20条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 給与条例第17条の2から第17条の4までの規定並びに第16条第2項及び第3項の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第17条の2第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の額」と、第16条第2項及び第3項の規定中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当に関し必要な事項は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第25条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月の初日から末日までの間における勤務日数及び勤務時間数により計算した額を規則で定める日に支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の算出)

第26条 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、日額により報酬を定められている者については日額の報酬を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して

得た額とし、時間額により報酬を定められている者についてはその額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき、任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を減額する。

(休職中のパートタイム会計年度任用職員の報酬)

第28条 第17条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第2項中「給料及び地域手当のそれぞれ」とあるのは「報酬の」と読み替えるものとする。

(会計年度任用職員の給与の口座振込)

第29条 給与条例第19条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第30条 給与条例第20条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第31条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、給与条例の適用を受ける職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮して、任命権者が別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第32条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条第1項各号に掲げる通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 前項の通勤に係る費用弁償の額は、給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第33条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、戸田市職員等の旅費に関する条例（昭和49年条例第16号）の例による。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

2 施行日の前日において、戸田市臨時職員等の給与等に関する条例（平成25年条例第5号）第2条の臨時職員等（1週間当たりの勤務時間が29時間以上の者に限る。）であった者で、施行日に引き続きこの条例の適用を受ける会計年度任用職員となったものに係る令和元年12月2日から施行日の前日までの引き続き当該臨時職員等としての在職期間については、第16条及び第24条において準用する給与条例第17条の2第2項に規定する在職期間に通算するものとする。

(戸田市臨時職員等の給与等に関する条例の廃止)

3 戸田市臨時職員等の給与等に関する条例は、廃止する。

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第22号

戸田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する
条例

(戸田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 戸田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和26年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第61号)の一部を次のように改正する。

第4条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第18条に規定する報酬の額とする。))」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される戸田市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される戸田市職員の処遇等に関する条例(平成22年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第6条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第21条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第23条に次の2項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対する前項の適用については、同項中「給与条例第12条」とあるのは「戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第9条」と、「給与条例第16条」とあるのは「同条例第14条」とする。

3 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する第1項の適用については、同項中「給与条例第12条」とあるのは「戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第27条」と、「給与条例第16条」とあるのは「同条例第26条」と、「給与額を減額して給与」とあるのは「報酬の額を減額して報酬」とする。

(戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、法令その他別に定めるもののほか」を加え、「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に、「、非常勤」を「非常勤」に改め、「議会議員を除く。」を削る。

第2条第29号中「図書館・郷土博物館協議会委員」を「図書館協議会委員」に改め、同条第59号中「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」を「その他特別職の職員」に改め、同号を同条第60号とし、同条中第30号から第58号までを1号ずつ繰り下げ、第29号の次に次の1号を加える。

(30) 郷土博物館協議会委員

第8条第1項中「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員及びこれらの者に準ずる者」を「第2条第60号に規定する職員」に改める。

別表第1の29の項中「図書館・郷土博物館協議会」を「図書館協議会」

に改め、同表の59の項中「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」を「その他特別職の職員」に改め、同項を同表の60の項とし、同表中30の項から58の項までを1項ずつ繰り下げ、29の項の次に次の1項を加える。

30	郷土博物館協議会	会長	日額	12,000円
		副会長		11,500円
		委員		11,000円

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(目的)」を付する。

第2条に見出しとして「(給料)」を付する。

第3条に見出しとして「(給料表及び等級別基準職務表)」を付し、同条第2項中「戸田市臨時職員等の給与等に関する条例(平成25年条例第5号)の適用を受ける」を「第17条の7に規定する」に改める。

第5条に見出しとして「(給料の支給)」を付する。

第7条に見出しとして「(給料の調整額)」を付する。

第7条の2に見出しとして「(管理職手当)」を付する。

第7条の3に見出しとして「(管理職特別勤務手当)」を付する。

第8条の前に見出しとして「(扶養手当)」を付する。

第9条の2に見出しとして「(地域手当)」を付し、同条第3項中「第12条の2、」を削り、「第17条の5第3項」を「第17条の5第2項第1号及び第3項」に改める。

第12条に見出しとして「(給与の減額)」を付する。

第15条に見出しとして「(夜勤手当)」を付する。

第15条の2に見出しとして「(端数計算)」を付し、同条中「切り上げる」を「1円に切り上げる」に改める。

第16条に見出しとして「(勤務1時間当たりの給与額の算出)」を付する。

第17条の6の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第17条の7 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定め

る。

第18条に見出しとして「(休職者の給与)」を付する。

第21条に見出しとして「(委任)」を付する。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の次に「(昭和27年法律第289号)」を、「地方公営企業法」の次に「(昭和27年法律第292号)」を、「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第18条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)の適用を受ける職員の例による。

(戸田市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 戸田市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第23号

戸田市印鑑条例の一部を改正する条例

戸田市印鑑条例（昭和57年条例第2号）を次のように改正する。

第3条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、「組合わせた」を「組み合わせた」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第7条第1項第3号中「外国人住民」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

第12条第1項第4号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第24号

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険税条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書及び第21条中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第25号

戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「こと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第3号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第3項において同じ」を削る。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第37条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施

されるものに限る。)」及び「同条に規定する」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第26号

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例

(戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第24号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例

目次を次のように改める。

目次

第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 総則(第1条―第3条)

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準(第4条)

第2款 運営に関する基準(第5条―第34条)

第3款 特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条)

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準(第37条)

第2款 運営に関する基準(第38条―第50条)

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(第53条―第61条)

附則

「第1章 総則」を「第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準」に改める。

第1条の前に次の節名を付する。

第1節 総則

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第

10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「法第28条第4項の規定」を「法第28条第4項」に、「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、同号の前に次の5号を加える。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第2章の章名、同章第1節から第3節までの節名、第3章の章名及び同章第1節から第3節までの節名を削る。

第4条の前に次の節名及び款名を付する。

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第4条の見出しを削り、同条第1項中「この章」を「この節」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第2款 運営に関する基準

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」

に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する正当な理由」を「正当な理由」に改め、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を「特定教育・保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した

費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条の見出し並びに同条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「当該支給認定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第3款 特例施設型給付費に関する基準

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、この章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前款」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

る教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする」に改め、同条の次に次の節名及び款名を付する。

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「この章」を「この節」に、「の数を」を「の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「をいう。)」を「をいう。第42条第3項第1号において同じ。)」に、「あつてはその利用定員の数を」を「あつては」に、「附則第6項」を「附則第4項」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第2款 運営に関する基準

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」を「をいう。以下この条において同じ」

に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保

育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を「特定地域型保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市が定める額とする。）」を「掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号

に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」と、第14条第1項及び「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、に改め、同条の次に次の款名を付する。

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」

に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、この章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3

項」とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

本則に次の1章を加える。

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

（趣旨）

第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

（教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録）

第54条 特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（利用料及び特定費用の額の受領）

第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者という。以下同じ。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子

ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。

- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

（領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付）

第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用給付費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

（法定代理受領の場合の読替え）

第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、

当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する市への通知)

第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽り其他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市に通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第59条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども(法第30条の8第1項に規定する「施設等利用給付認定子ども」をいう。以下この条において同じ。)又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(記録の整備)

第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

附則第2項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をい

う。)とあるのは「定める額という。)」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第4項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とし、附則第7項中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

(戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例)

第2条 戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同条第2項中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第5条中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

別表中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に、「支給認定区分」を「認定区分」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条中第37条第1項の改正規定（「をいう。）」を「をいう。第42条第3項第1号において同じ。）」に改める部分に限る。）、第42条第1項各号列記以外の部分の改正規定、同項第2号の改正規定、同条第4項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える改正規定、同条第3項の改正規定、同項を同条第7項とする改正規定、同条第2項の改正規定及び同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える改正規定並びに附則第7項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第27号

戸田市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

戸田市保育の必要性の認定基準に関する条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条」の次に「及び第30条の5」を加える。

第3条第11号中「又は」を「、」に改め、「特定地域型保育事業」の次に「又は特定子ども・子育て支援施設等」を加える。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第28号

戸田市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

戸田市立保育所設置及び管理条例（昭和55年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表戸田市立喜沢南保育園の項中「106人」を「138人」に改める。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があるときは、市長は、これを変更することができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第29号

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5項中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同条中第16項を第20項とし、同条第15項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同条第19項とし、同条中第14項を第18項とし、第13項を第17項とし、第12項を第16項とし、同項の前に次の3項を加える。

13	法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査	全体計画の認定申請手数料	1件につき	27,000円
14	法第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	全体計画の変更の認定申請手数料	1件につき	27,000円
15	法第87条の2第1項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査	用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料	1件につき	27,000円

別表第1中第11項を第12項とし、第6項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6	法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とす	興行場等に用途を変更する建築物の使用	1件につき	120,000円
---	--------------------------------	--------------------	-------	----------

る建築物の使用に係る 許可の申請に対する審 査	許可申請手数 料		
-------------------------------	-------------	--	--

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第30号

戸田市消防団条例の一部を改正する条例

戸田市消防団条例(昭和38年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第5条の改正規定(同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第31号

戸田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

戸田市水道事業給水条例（平成25年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「指定」の次に「又は更新の決定」を加える。

第7条の2第3項中「給水の申込み」を「給水契約の申込み」に改める。

第30条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第7条第1項の更新 1件 10,000円

第33条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第7条の2第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第32号

戸田市立図書館条例の一部を改正する条例

戸田市立図書館条例(昭和58年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「戸田市立図書館」を「戸田市立中央図書館」に改め、同条第2項中「図書館」を「戸田市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)」に改め、同項の表中戸田市立図書館新曽配本所の項を削る。

第6条を次のように改める。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを臨時に変更し、又は定めることができる。

区分	休館日
戸田市立中央図書館、戸田市立図書館下戸田分室及び戸田市立図書館美笹分室	(1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)である場合を除く。) (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日(毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。以下同じ。) (4) 特別整理期間(毎年1回15日以内で教育委員会が定める日。以下同じ。)
戸田市立図書館上戸田分館	(1) 毎月の第3月曜日(その日が休日である場合を除く。) (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日 (4) 特別整理期間
戸田市立図書館下戸田南分室	(1) 毎月の第1火曜日、第3火曜日及び第5火曜日(その日が休日である場合を除く。)

	<p>く。)</p> <p>(2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで</p> <p>(3) 館内整理日</p> <p>(4) 特別整理期間</p>
戸田市立図書館戸田公園駅前配本所	<p>(1) 戸田市行政センター条例（平成22年条例第1号）第7条の表アの項に規定する戸田市戸田公園駅前出張所の休所日</p> <p>(2) 特別整理期間</p>

第8条の見出しを「(図書館運営協議会)」に改め、同条第1項中「法第14条の図書館協議会として」を「図書館の円滑な運営を図るため」に、「戸田市立図書館・郷土博物館協議会（以下「図書館・郷土博物館協議会」を「戸田市立図書館運営協議会（以下「協議会」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 公募による市民

第8条第3項中「10人」を「10人以内」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市立図書館条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

(戸田市立郷土博物館条例の一部改正)

3 戸田市立郷土博物館条例（昭和58年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(博物館協議会)

第9条 法第20条に基づき、郷土博物館に戸田市立郷土博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 公募による市民

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 33 号

戸田市私立幼稚園保育料等補助金交付条例を廃止する条例

戸田市私立幼稚園保育料等補助金交付条例（昭和 56 年条例第 23 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前の期間における保育料等の減免に係る補助については、この条例による廃止前の戸田市私立幼稚園保育料等補助金交付条例の規定は、なおその効力を有する。

（戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

- 3 戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 7 の項を削り、8 の項を 7 の項とし、9 の項から 13 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 中 7 の項を削り、8 の項を 7 の項とし、9 の項から 14 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

令和元年 8 月 26 日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第34号

戸田市文化会館改修工事請負契約について

戸田市文化会館改修工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 戸田市文化会館改修工事
- 2 場 所 戸田市上戸田四丁目8番3外
- 3 工事内容 戸田市文化会館の改修に伴う工事
- 4 金 額 金1,807,850,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金164,350,000円)
- 5 工 期 本契約締結日の翌日から
令和2年12月25日まで
- 6 契 約 者 さいたま市浦和区北浦和三丁目6番5号
斎藤工業株式会社
代表取締役 斎 藤 恵 介

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第34号参考

戸田市文化会館改修工事概要

1 工事概要

(1) 戸田市文化会館の改修に伴う工事

- ① 建築改修工事 特定天井改修、内装仕上げ材撤去・新設、バリアフリー化改修、客席更新、舞台設備改修
- ② 電気設備改修工事 受変電設備更新、非常用発電設備更新、照明設備LED化改修、自動火災報知設備更新
- ③ 機械設備改修工事 空調設備改修、換気設備改修、計装設備改修、給排水設備改修

入札結果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業者名	回数	第 1 回	摘要
斎藤工業(株)		1,643,500,000	落札
(株)佐伯工務店		1,684,000,000	
西武建設(株) 関東支店		1,737,100,000	
佐田建設(株) さいたま支店		1,778,000,000	
関東建設工業(株) さいたま支店		1,799,100,000	
埼玉・ニッケン特定建設工事共同企業体		1,799,100,000	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設計額	1,999,000,000
予定価格	1,999,000,000
調査基準価格	1,799,100,000

議案第35号

平成30年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金539,905,645円を、以下のとおり積み立てることについて議会の議決を求める。

平成30年度 戸田市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金			
当年度末残高	10,213,190,336		571,016,423	539,905,645
議会の議決による処分額		建設改良積立金の積立 0	0	△ 207,442,744
		自己資本金の組入 332,462,901	0	△ 332,462,901
処分後残高	10,545,653,237		571,016,423	(繰越利益剰余金) 0

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第36号

平成30年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 平成30年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金237,105,223円を、以下のとおり積み立てることについて
 議会の議決を求める。

平成30年度 戸田市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金			
当年度末残高	4,197,202,902		291,412,540	237,105,223
議会の議決による処分額		建設改良積立金の積立 0		△ 201,995,839
		自己資本金の組入 35,109,384		△ 35,109,384
処分後残高	4,232,312,286		291,412,540	(繰越利益剰余金) 0

令和元年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁